

令和5年12月8日
【法務省】

【概要書】

令和4年度 再犯の防止等に関する施策

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和5年版 再犯防止推進白書 (概要)



令和5年12月

法 務 省

特集 社会復帰を果たした者等の犯罪や非行からの離脱プロセス ～当事者の語りから学ぶ立ち直りのリアル～

再犯防止施策を一層推進するために、

「社会復帰を果たした者等が犯罪や非行から離脱することができた要因」

を踏まえることが第二次再犯防止推進計画から新しく加わる【施策番号93】

「犯罪や非行から離脱することができた要因」について、**当事者の語り**を掲載

●社会復帰を果たした当事者の語り

事例1 支えてくれる人がいるから、“諦めない”

【50代男性】10代で暴走族に加入、現在は保護司として活動

事例2 非行というズルをしなくても、社会という試合に勝てるのか

【20代男性】少年院在院中に高等学校卒業程度認定試験に合格し、出院後、大学に進学

事例3 暴力って身体が痛いより心が痛ってことを自分がやられる側になって初めて知った

【女性】10代で暴走族の総長

現在は、高校教師をしながら、少年院を題材としたドキュメンタリー映画を製作

事例4 立ち直ろうと思い立った時点から、人生をやり直せる

【40代男性】覚醒剤を使用し服役、出所後、協力雇用主の下で就労

●犯罪や非行からの離脱の要因

当事者の語りから離脱の要因を分析

【要因1】立ち直りへの動機

【要因2】衣食住の確保と仕事・学業の安定

【要因3】良好な人間関係の構築

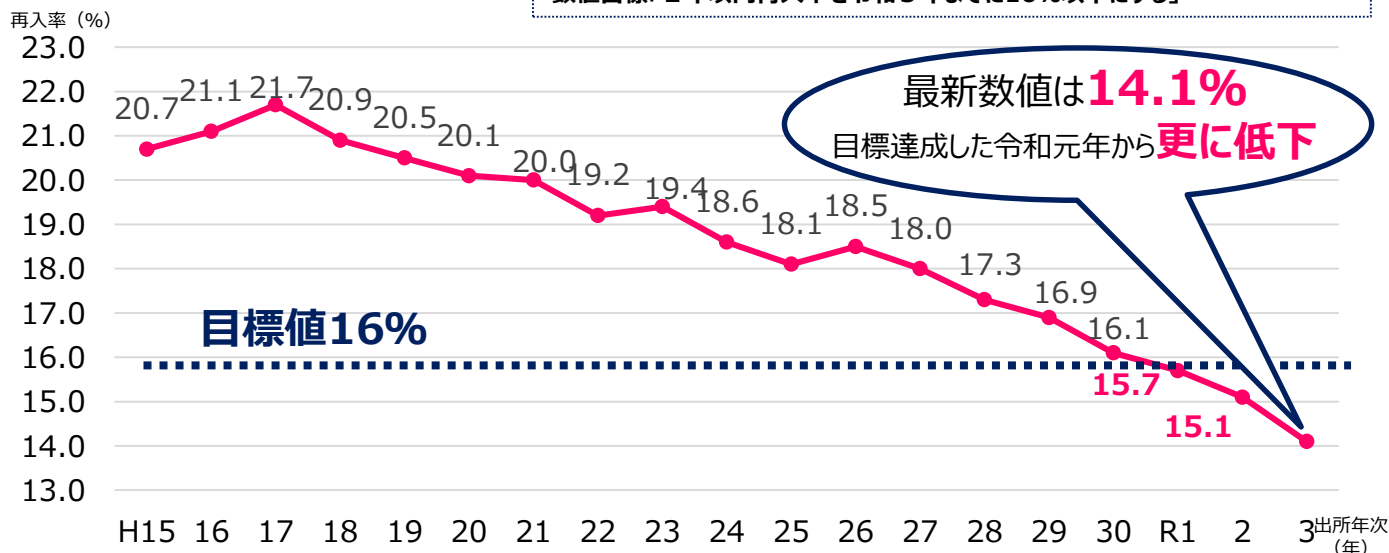
【要因4】自己肯定感及び自己有用感の形成

第1章 再犯防止をめぐる近年の動向

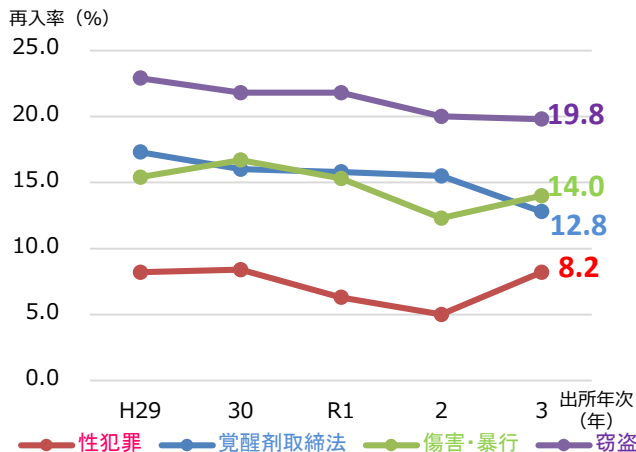
再犯の防止等に関する施策の成果指標

出所受刑者の2年以内再入率

「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）
数値目標「2年以内再入率を令和3年までに16%以下にする」



主な罪名別の2年以内再入率

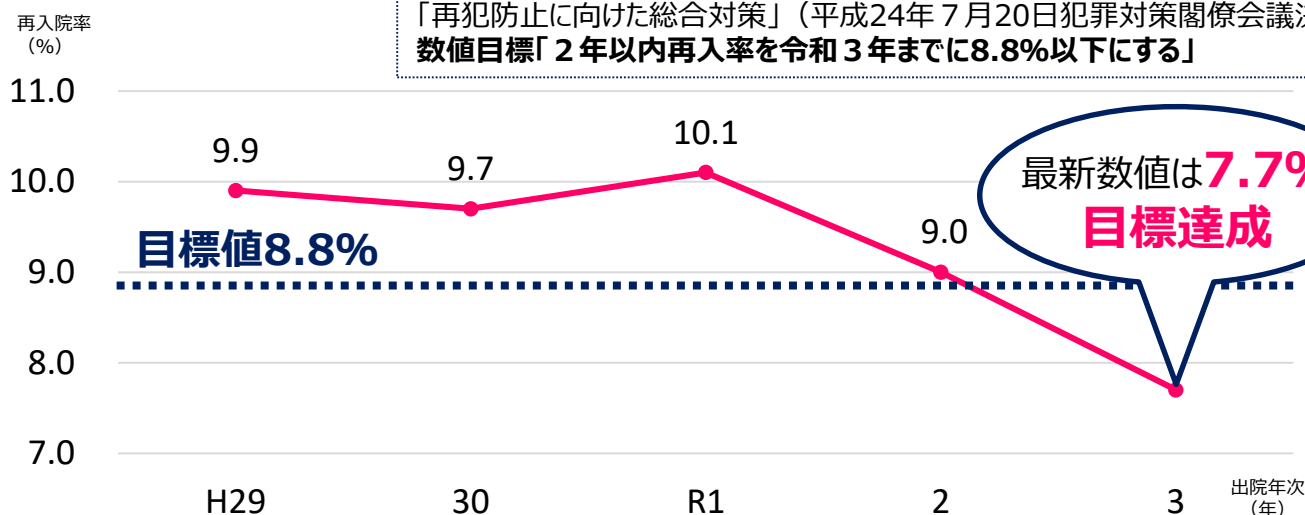


出所事由別2年以内再入率（2年以内再入者数）

		満期釈放	仮釈放
出所年次 (年)	H29	25.4% (2,348)	10.7% (1,364)
	30	24.2% (2,114)	10.4% (1,282)
	R1	23.3% (1,936)	10.2% (1,189)
	2	22.6% (1,749)	10.0% (1,114)
	3	21.6% (1,504)	9.3% (1,011)

少年院出院者の2年以内再入院率

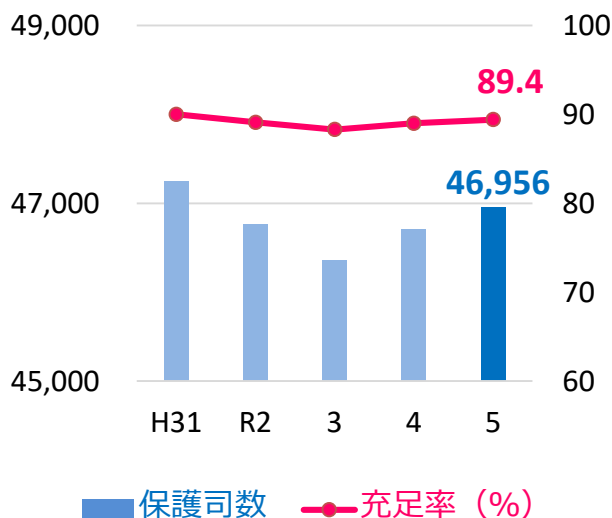
「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）
数値目標「2年以内再入率を令和3年までに8.8%以下にする」



再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

保護司数及び保護司充足率（※）

（※）充足率：定数（5万2,500人）に対する保護司数の割合



地方再犯防止推進計画策定数

年次	都道府県	指定都市	その他市町村 (特別区含む)
H30	1/47	0/20	0/1,727
31	15/47	0/20	4/1,727
R2	31/47	6/20	32/1,727
3	42/47	16/20	130/1,727
4	47/47	18/20	306/1,727
5	47/47	19/20	506/1,727

第2章 就労・住居の確保等のための取組

●就労につながる知識・技能の習得

- ・職業指導の種目を再編し、製品企画科、ICT技術科等を設置【少年院】

●協力雇用主の活動に対する支援の充実

- ・20歳未満の者を手厚く指導する協力雇用主に刑務所出所者等就労奨励金を加算
(令和4年度は18歳・19歳の者のみ)【保護観察所】

●地域社会における定住先の確保

- ・住まい支援における課題の把握に関するWG設置【国土交通省・厚生労働省・保護局】

第3章 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

●福祉的支援の実施体制の充実

- ・発達障害等を有する少年に対して専門的処置を行うなど処遇の充実化【更生保護施設】

●効果的な入口支援の実施

- ・弁護士との連携を強化【地方検察庁・保護観察所・地域生活定着支援センター・弁護士会】

第4章 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

●学校や地域社会において再び学ぶための支援

- ・矯正教育の一部を通信制高校での単位として認定【少年院】

第5章 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

●性犯罪者・性非行少年に対する指導等

- ・処遇プログラムの改訂【刑事施設・保護観察所】

●少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等

- ・「2年の保護観察」中に遵守事項違反をした特定少年を収容する第5種少年院の設置【少年院】
- ・第5種少年院における「保護観察復帰プログラム」の実施【少年院・保護観察所】
- ・保護処分に付された特定少年の処遇の充実【保護観察所】

●女性の抱える問題に応じた指導等

- ・女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラムの本格運用【少年院】

第6章 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

●民間ボランティアの活動に対する支援の充実

- ・旭川・さいたま・福井において更生保護地域連携拠点事業を開始【保護観察所】

●更生保護施設による再犯防止活動の促進等

- ・更生保護施設退所者等へのアウトリーチ型支援（訪問支援事業）の実施【更生保護施設】

●民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進

- ・ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）による非行少年への学習支援事業の実施【法務省】

第7章 地方公共団体との連携強化等のための取組

●地方公共団体との連携の強化

- ・第二次再犯防止推進計画において、国・都道府県・市区町村の役割を明記【法務省】

第8章 関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組